

岐阜県公報

第 三 千 三 十 三 号
平成三十一年三月二十二日

(金曜日)

目次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知	(治 山 課) 一八〇
保安林に指定する予定である旨の通知	(同) 一八一
道路の区域変更	(道路維持課) 一八二
道路の供用開始	(同) 一八三
保安林の指定の解除	(揖斐農林事務所) 一八五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 一八五
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課) 一八六
基本測量の終了	(用 地 課) 一八六
土地改良区役員の退任及び就任	(揖斐農林事務所) 一八六

告 示

岐阜県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津川市中津川字地蔵堂八八三の四三三、八八三の四三六、八八三の四三七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字南松林四八三四、四八三六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南松林四八三四・四八三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路
維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考 A及び Bは関 係図面 に表示
	岐阜市大学北二丁目一八 一 番一 地先から			前A	九・八	一八・四	

岐阜県告示第百七十八号

岐山線
同市同
二番一
地先まで

一一二

後A

九・八

一八・四

する敷
地の区
分をい
う。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路
維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	勝山線 山田線	関市桐ヶ丘二丁目二番地 先地内		前 一四・八 二二・三	後 一四・八 三〇・三	四三・八	

岐阜県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路
維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考

県道							道の種類
揖斐川庄線							路線名
同 郡同 町同 字同 二九八番一地主先まで		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字白 石 五四〇番四地主先から		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町清水字兵 庫野一〇七〇番地主先から	
同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から		同 郡同 町同 字同 揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から	
後 E	前 E	後 D	前 C	後 B	前 A	別変区 後更域	
一六〇	一六〇	一八〇 四・七	七〇 三・二	二〇 五・二	四・五 一九・九	敷地の幅 員(メートル)	
五三・八	五三・八	九六・四	九二・二	一、三六・九	一、三六・二	延長 ル(メートル)	
う分地すに係F E C A をのる表図は及 い区敷示面関び							備考

揖斐郡揖斐川町長良字畑 中裏二九九番一地主先から 同 郡同 町三輪字日 庵起二三三番一地主先ま	F 一六〇 三〇・一	六五・九
--	------------------	------

岐阜県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 ル(メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	山勝山線	関市桐ヶ丘二丁目二番地主地	四三・八	平成 三・三・三	平成 三・三・三

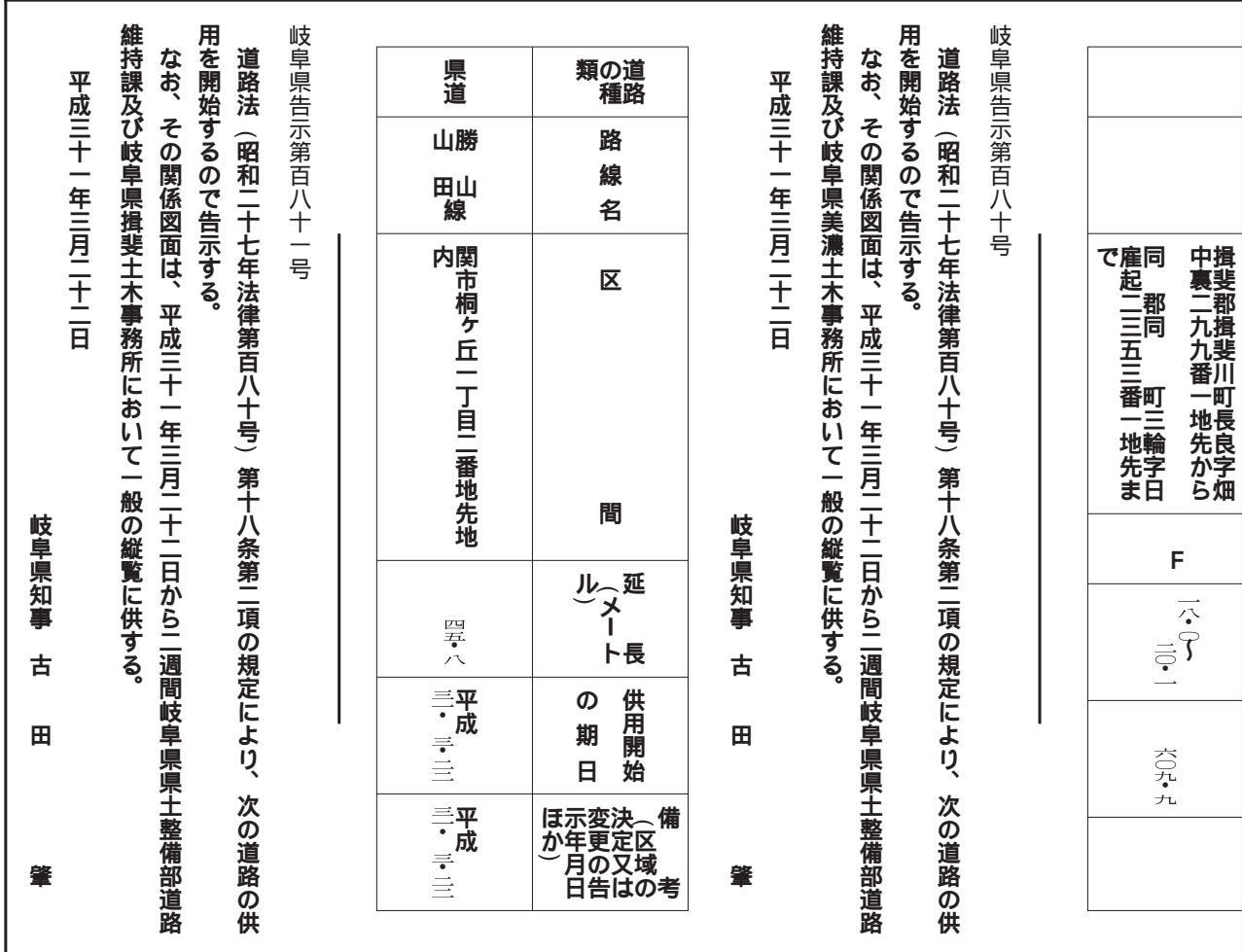
岐阜県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇



一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区 域 又 は 決 定 の 日 は 何 日 か)
四 百 十 七 号			揖斐郡揖斐川町東横山字仙ヶ 谷一四四九番一地从先から 同郡同町同字同 一四四八番一地从先まで	一 六 〇 〇	平 成 三 〇 三 三	平 成 三 〇 二 九

岐阜県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区 域 又 は 決 定 の 日 は 何 日 か)
三 百 三 三 号			揖斐郡揖斐川町檜原字小倉七 番一〇地从先から 同郡同町同字同七 番一地从先まで	一 一 五 五	平 成 三 〇 三 三	平 成 三 〇 三 六

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日
岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区 域 又 は 決 定 の 日 は 何 日 か)
三 百 三 三 号			揖斐郡揖斐川町檜原字小橋五 八四番一〇地从先から 同郡同町同字秀戸平 四九三番地先まで	一 五 六 六	平 成 三 〇 三 三	平 成 三 〇 四 二 七

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区 域 又 は 決 定 の 日 は 何 日 か)
垂川 井合線			揖斐郡揖斐川町春日川合字古 屋四〇三七番一地从先から 同郡同町同字尾 又東平三八八六番二地从先まで	六 五 ・ 六	平 成 三 〇 三 三	平 成 三 〇 七 一 〇 平 成 三 〇 八 一 五

岐阜県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
揖斐郡池田町宮地字松留六の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
電気通信設備用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県揖斐農林事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成三十一年三月二十二日
- 二 届出者の氏名又は名称
芙蓉総合リース株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
鵜沼西町複合店舗
各務原市鵜沼西町一丁目四一五番一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
（変更後）株式会社しまむら 代表取締役 北島 常好

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂農事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十一年三月十二日

二 届出者の氏名又は名称

三 井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

三 建物の名称及び所在地

可児中恵土複合店舗

可児市中恵土二三七一 六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社タチャ 代表取締役 森 克幸

(変更後) 株式会社タチャ 代表取締役 坂本 勝

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
栗 原 地 区	垂 井 町 役 場	同平成三一・四三・二二 ・四三・一九

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(水準測量)

三 作業期間

平成三十年六月十一日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡安八町

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(基準点改測)

三 作業期間

平成三十年六月十一日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

土岐市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 良 区 名	地 名	年 退 月 日	任 日	役 名	氏 名	住 住	所
西濃用水 土地改良 区連合	平成 三・三六	理事	萩野 英夫	大垣市入方二丁目	一六〇五番地		
		同	増井 正一	大垣市荒尾町	一一九六番地		
		同	高木 利幸	大垣市長松町	七〇四番地		
		同	多賀 徹	大垣市青野町	六二番地		
		同	増田 清見	大垣市草道島町	二九二番地一		
		監事	小倉 桂一	大垣市大島町二丁目	五番地		

就任した役員

土 良 区 名	地 名	年 就 月 日	任 日	役 名	氏 名	住 住	所
西濃用水 土地改良 区連合	平成 三・三一	理事	古宮山 春雄	大垣市南若森町二丁目	五二番地		
		同	藤田 浅美	大垣市野口一丁目	二二番地二		
		同	吉村 正弘	大垣市長松町	一〇九七番地		
		同	河合 和美	大垣市興福地町二丁目	五二番地		
		同	吉田 幹夫	大垣市青野町	六九一番地		
		監事	清水 輝雄	大垣市津村町二丁目	四七番地五		

平成三十一年三月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社